

合理的配慮の提供事例報告書【小学校】

事例の概要

A小学校の弱視学級に在籍するB児は、教科書や学習プリントの文字を見るためにはできるだけ顔を近づけて見なければならない。そのために、体への負担が大きく、姿勢がくずれてしまう。そこで、チェンジングボード(書見台)を活用することで、負担のない姿勢で教科書や学習プリントの文字を見られるようになり、学習が効率的に進められるようになった。

1 対象児童の障害種

視覚障害

2 障害の程度

該当(視覚障害)

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

小学校・特別支援学級

4 学年

小3

5 対象児童の実態

視覚障害があり、その特性により強くまぶしさを感じる。教室ではカーテンを閉めて明るさを調節している。

学習では、単眼鏡、拡大読書器、タブレット端末、チェンジングボード(書見台)、白黒反転の掲示物、A3に拡大した学習プリントを使用し、当該児童の「見えやすさ」を確保できるよう努めている。

6 対象児童についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 保護者からの申し出
- 2 チェンジングボード(書見台)の使用
屋外での活動の制限
- 3 当該児童の主治医、県立特別支援学校等
- 4 チェンジングボード(書見台)の使用
グラウンドでは、ラインのかわりにマーカーコーンを使用する

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

A小学校では、市の予算により特別支援学級及び交流学級(学年)の教室の窓にUVカットシートを貼っている。当該児童の学年が上がるにつれ、特別教室等使用する教室の増加に伴い、年度毎に段階的に教室の窓にUVカットシートの貼付を進めている。

基礎④ 教材の確保

検定教科書に対応した拡大教科書の提供ができるようにしている。
児童に配布されるプリントは、当該児童にはA3に拡大して配布している。
市の教育センターよりタブレット端末を貸与し、学習プリント等で見えにくい場合には、その撮影機能を活用し、手元で拡大して見られるようにしている。
白黒反転したプリントの方が見えやすいことから、必要に応じて白黒反転のものを作成している。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

B児は弱視のために、教科書やプリントを見ようとする場合、教科書やプリントにできるだけ顔を近づけて見なければならず、負担が大きく、姿勢もくずれてしまう。そのため、保護者からの申し出を受け、合理的配慮の提供について、C特別支援学校から専門的な助言を受け、校内支援委員会で検討し、チェンジングボード(書見台)を購入した。
チェンジングボード(書見台)を使用することで、教科書をボードに立てたり、学習プリントをボードにはさんだりできるため、姿勢をくずさずに顔を近づけて見ることができるようになった。

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

B児は、グラウンドの色とその上に引かれた白線の色の識別が難しく、走るコースなどがわかりにくい。
保護者からの申し出を受け、合理的配慮の提供について校内支援委員会で検討し、色つきのマーカーコーンを購入し、体育の学習や体育的行事の際には、白線の代わりにマーカーコーンを使用している。

9 成果と課題

チェンジングボードを使用することで、教科書や学習プリントが見やすくなり、学習が効率よく進められるようになった。当該児童にとって「見えやすさ」を確保することがとても大切であり、相乗的に単眼鏡の使い方も向上していった。
また、グラウンドでのマーカーコーンの使用は、他の児童にとってもわかりやすく、有効な支援になっている。
当該児童の「見えやすさ」を確保するために、校内にあるものを活用できる場合と新たに購入しなければならない場合とがある。予算も考慮し、今あるものを活用することで「見えやすさ」を確保する工夫も必要である。